

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
4月

1, 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！！



新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)による感染が急拡大しており、岩手県内で感染が確認された方は、県内で感染が確認された以降、昨日24日までに16,658人で、そのうち死者は76人となりました。

当署管内で感染が確認された方は391人となり、職場内感染は、これまでに4事例、12人となっています。

各事業場の皆様には、引き続き、『職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう!』『職場における新型コ

ロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト』などを活用し、職場内における感染防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。

2, 3月に入り、死亡労働災害が2件発生しました!

当署管内の事業場において、3月に死亡災害が2件発生しました。

いずれもマスコミ報道されておりますが、3月17日に教育研究業において、調査のため乗っていた漁船が転覆して海に投げ出され、低温環境下に暴露したことにより、3月19日にはプラスチック製品製造業において、FRP繊維を巻取る機械を使用してFRP製タンク(直径1.5m、長さ6.5m、重量推定約1.5トン。)を製造していたところ、タンクを機械に固定していた鉄パイプ製回転シャフトが破断してタンクが落下し、タンクの下に立ち入っていた労働者に激突したことにより亡くなっております。

当署管内においては、令和2年3月16日に発生した死亡交通災害を最後に、736日間死亡災害ゼロを継続してきましたが、残念なことに途切れることとなってしまいました。死亡災害は発生してはならないものであります。

今後も労働災害の防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

3, 令和3年における労働災害の発生状況について(令和4年2月末現在)

令和3年2月末現在 88件(前年同期と比較して+6件、+7.3%)
うち、死亡 0件(同-1件)
うち、転倒災害 22件(前年同期と比較して-2件、-8.3%)

当署管内において、令和3年に発生した休業4日以上死傷災害は、令和4年2月末現在、全産業で88件となり、前年同期と比較して+6件、+7.3%となっていることから、令和3年確定値では平成29年以来の90件台となる可能性が高い状況となっています。

業種別では、「製造業」34件(前年同期+15件、+78.9%)、「建設業」17件(同-1件、-5.6%)、「商業」8件(同-1件、-11.1%)となっていますが、特に「水産食品製造業」14件(前年同期比+8件、+133.3%)、「木造家屋建築工事業」5件(同+4件、+400.0%)、「木材・木製品・家具・装備品製造業」5件(同+3件、+150.0%)で、また、前年は発生しなかった「繊維・衣類その他繊維製品製造業」で3件、「飲食店」で4件発生しています。

事故の型別では、「転倒」22件(構成比25.0%)、「激突」12件(13.6%)、墜落・転落10件(同11.4%)、「はさまれ・巻き込まれ」9件(同10.2%)となっています。

4 , 令和 4 年 2 月末における労働災害の発生状況について

令和 4 年 2 月末現在 22 件(前年同期と比較して+7 件、+46.7%)
 うち、死 亡 0 件(同±0 件) (3 月に 2 件発生!)
 うち、転倒災害 12 件(前年同期と比較して+5 件、+71.4%)

当署管内において、令和 4 年 2 月末までに発生した休業 4 日以上之死傷災害は、全産業で 22 件となり、前年同期と比較して+7 件、+46.7%となっています。

死亡災害は 2 月末時点では発生していませんでしたが、上記 2 においてお知らせしたとおり、3 月に入り 2 件発生しています。

業種別では、「製造業」8 件(前年同期±0 件、±0.0%)、「建設業」3 件(同+2 件、+200.0%)、「畜産・水産業」3 件(同+3 件)、「その他の業種」3 件(同+1 件、+200.0%)となっていますが、特に、製造業のうち「一般機械器具製造業」で 5 件(同+4 件、+400.0%)と増加が目立つほか、前年同期には発生していなかった「鉄筋・鉄骨コンクリート造家屋建築工事業」・「水産業」・「ビルメンテナンス業」で各 2 件発生しています。

事故の型別では、「転倒」12 件(構成比 54.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」4 件(同 18.2%)、墜落・転落 3 件(同 13.6%)の順となっています。

特に、転倒災害は全体の 54.5%を占める状況となっており、その内容を見てみると、冬季特有の転倒災害は 9 件、冬季特有以外の転倒災害 3 件となっていますが、4 月を迎えることにより冬季特有の転倒災害は減少すると思われるものの、冬季特有型を除いた 3 件でも、事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」の 4 件に続くワースト 2 となっています。

転倒災害の防止には、作業場所や通路などの 4S (整理・整頓・清潔・清掃) 作業方法の改善、適切な靴の着用や危険個所マップの作製・周知、注意喚起表示などがありますので、以下を参考にして、着実な対策を実施しましょう。

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく 3 種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p>つまずき</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	--

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

当署では、令和 4 年における労働災害の発生件数を過去最少である平成 31 年(令和元年)の 61 件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

各事業場の皆様におかれましても、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

岩手県最低賃金改正！時間額『821 円』（令和 3 年 10 月 2 日から）
 「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」